

## 公衆電話機能における事業法110条に規定する負担金に係る加算料の算定根拠

(平成28年度の精算用料金)

## 1. 料金額

区分	料金額
公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00081396
デジタル公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00053219

## 2. 料金額の算定根拠

	公衆電話発信機能	デジタル公衆電話 発信機能
① 平成28年度の各機能に係る電気通信番号数 (平成28年4月～平成28年6月各月末計) (台)	211,406	116,986
(a) 下記以外 (台)	113,915	116,986
(b) 特設公衆電話台数 (台)	97,491	0
② 合算番号単価 (平成28年4月～平成28年6月各月末計) (円)	2	2
①' 平成28年度の各機能に係る電気通信番号数 (平成28年7月～平成28年12月各月末計) (台)	434,678	225,586
(a) 下記以外 (台)	222,067	225,586
(b) 特設公衆電話台数 (台)	212,611	0
②' 合算番号単価 (平成28年7月～平成28年12月各月末計) (円)	3	3
①'' 平成28年度の各機能に係る電気通信番号数 (平成29年1月～平成29年3月各月末計) (台)	228,413	106,618
(a) 下記以外 (台)	109,737	106,618
(b) 特設公衆電話台数 (台)	118,676	0
②'' 合算番号単価 (平成29年1月～平成29年3月各月末計) (円)	2	2

③各機能における事業法110条に規定する 負担金の額 ((a) + (b-2))	(円)	1,485,641	1,821,997
(a) (b)以外に係る負担金の額 (①(a) × ② + ①' (a) × ②' + ①'' (a) × ②'')	(円)	1,113,505	1,123,966
(b-1) 特設公衆電話に係る負担金の額 (①(b) × ② + ①' (b) × ②' + ①'' (b) × ②'')	(円)	1,070,167	0
(b-2) 特設公衆電話に係る負担金の額 ( (b-1)について、公衆電話発信機能とデジタル公衆電話発信機能の間の負担割合を④の比率で按分。)	(円)	372,136	698,031
④ 平成28年度の算定対象需要実績	(千時間)	507	951
⑤ 1秒当り料金額 (③/④)	(円/秒)	0.00081396	0.00053219

※番号単価は基礎的電気通信役務支援機関の公表値